

『「食」と「農」の再生プラン』の具体化

平成14年8月30日
農林水産大臣
武部 勤

『食』と『農』の再生プラン』の具体化

農林水産省は、「基本方針2002」を先取りし、「総理指示」に沿って、自ら「食」と「農」の再生に向けた制度・政策の改革を推進中。

食の安全と安心の確保のための行政組織の改革再編

15年度要求として、食品安全委員会(仮称)の設立に併せ、農林水産省の組織を以下の通り再編。

- ・食品のリスク管理部門を農業・食品産業の振興部門から分離・強化し、食品のリスク管理を担う独立した局(消費・安全局(仮称))を新設。
- ・食糧庁組織を廃止。

食の安全と安心の確保のための取組

食の安全と安心を確保し消費者に軸足を移した施策を推進するため、あらゆる施策を見直し。

- ・食品安全基本法(仮称)の制定に合わせ、農薬取締法、飼料安全法等関係法を見直し。
- ・消費者の視点を重視した予算の重点配分。
- ・食品表示の一元化に向け検討。

「生産振興」から「生物系資源の持続的活用」への抜本的転換

農林水産行政のコンセプトを、「生産振興」から「バイオマス(生物系資源)の持続的活用」へと抜本的に転換し、食品廃棄物、稲わら、家畜排せつ物等を持続的に活用。このための政府としての国家戦略を本年12月に策定。

「食」と「農」の再生に向けた農協の構造改革を促す

- ・「食」と「農」の再生に向けた農協の構造改革を促進。
- ・有識者との検討の場を設置し、国民の声を改革に反映し、平成14年度末までに改革の方向をとりまとめ。

コメ政策の再構築に向けて

- ・「生産調整に関する研究会」の中間取りまとめでは、米づくりのあるべき姿として「市場を通して需要を感じ取り、売れる米づくり」を行うことが基本と提言。
- ・今後展開される上記研究会、与党、生産者団体等様々な場での国民的議論を踏まえ、11月下旬には政治決断により米大綱を決定する予定。

企業的農業経営が展開するための制度改革

意欲のある経営体が農業生産の大宗を担う構造を実現するため、農地制度を見直すほか、以下の取組を集中的・重点的に実施。

- ・加工・販売まで行う農業法人の育成。
- ・チャレンジ精神をもった新規参入者を確保。
- ・認定農業者へ農地を集積。
- ・担い手に対するセーフティネットの検討。

農地制度の見直しについて

農地制度については、

- (1) 農業経営の株式会社化等法人化の促進や規模拡大の観点からの農地法制の見直し
 - (2) 農山村固有の魅力発揮と「農」への多様な関わり方の実現の観点からの市町村条例や地区の取組を基本とした農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築
- について、それぞれ有識者懇談会での議論を経て、次期通常国会に所要の法律改正案を提出する予定。
- なお、これらについては、構造改革特区の活用も含めて検討。

都市と農山漁村の共生・対流の経済効果

都市と農山漁村の共生・対流により生まれる経済効果は約5兆3千億円と試算。このような、都市と農山漁村を双方向で行き交う、いわゆる「デュアルライフ」の実現に向け、様々な支援を実施。

総理指示に沿った制度・政策改革のポイント

総理指示

農産物・食品流通体制の見直し(特に、農協改革、安全安心の観点等)

食の安全と安心の確保

【制度の改革】

- ・ 食品安全基本法(仮称)の制定と関係法の見直し。とくに農薬取締法については、通常国会を待たず、早期に対処することを検討。
- ・ 食品安全委員会(仮称)の設立と、産業振興と分離された食品のリスク管理を担う独立した局(消費・安全局(仮称))の新設。併せて、食糧庁組織の廃止。
- ・ 牛肉については、食卓から農場までの情報伝達を可能とするための法制度を次期通常国会へ提出。
- ・ 表示の一元化に向けて検討を行い、本年秋以降所要の見直し。
- ・ 品質表示基準違反に関する公表の迅速化と罰則の大幅な強化を内容とするJAS法の一部改正法を実施(7月4日に施行)。

【予算の改革】

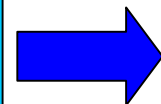
- ・ 15年度において、非公共予算の実質的な裁量経費のうち約3割、1,080億円(前年度の3倍強)を「特に消費者の視点を重視した予算」として要求。

農協の構造改革

【制度の改革】

- ・ アグリビジネスとの公平な競争条件の確立、補助金依存体質からの脱却に向け、平成14年度末までに改革の方向を取りまとめ。

米政策の見直し
(特に、生産調整等)

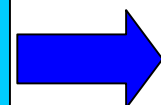


コメ政策の抜本的見直し

【制度の改革】

- ・ 11月下旬に米大綱を決定し、15年度以降、改革プロセスを実行(食糧法改正について次期通常国会提出に向け検討)。

企業的農業経営が展開するための制度改革(意欲と能力のある経営体への施策の集中等)



企業的農業経営が展開するための制度改革

【予算の改革】

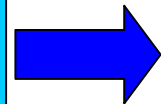
- ・ 「意欲と能力のある経営体への施策の集中」を図る観点から、法人化の支援、担い手への農地利用集積の加速化等の施策を展開するため、15年度において1,573億円(前年度の約6倍)を要求。

農地制度の見直し

【制度の改革】

- ・ 構造改革特区の活用も含む農地法制の見直しについて、次期通常国会提出に向け検討。

規制改革の観点(例:土地利用規制法の見直し)



都市と農山漁村の共生・対流と地球温暖化防止

【制度の改革】

- ・ 5兆3千億円もの経済効果を有する都市と農山漁村の共生・対流を推進(構造改革特区の活用も視野)。
- ・ 「生産振興」から「生物系資源の持続的活用」への抜本的政策転換のための「バイオマス・ニッポン総合戦略」の策定(12月)。

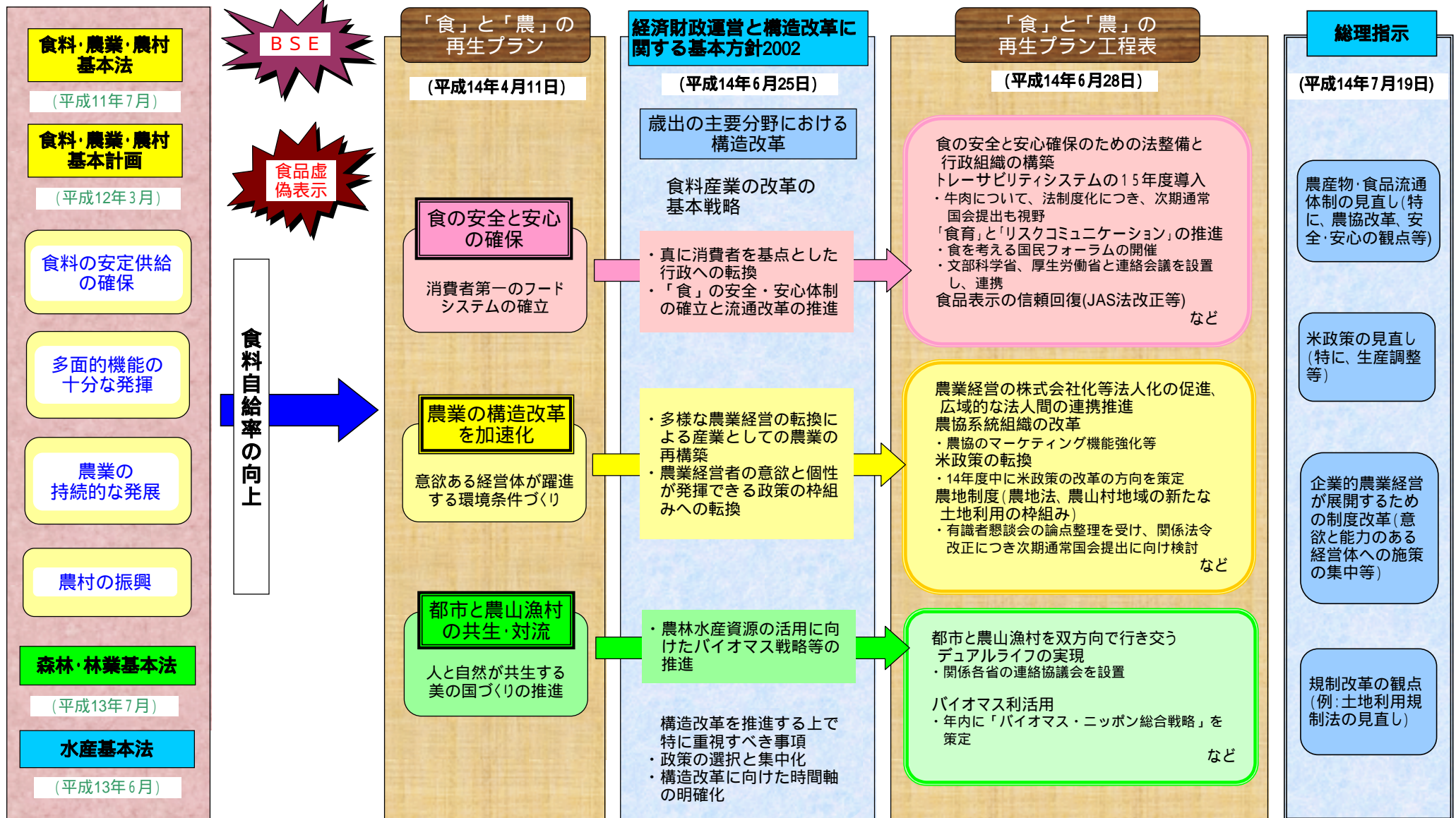
【予算の改革】

- ・ 地球温暖化防止等に資するため、林野関係予算を約800億円増額。
- ・ 大規模林道の新規着工を凍結。

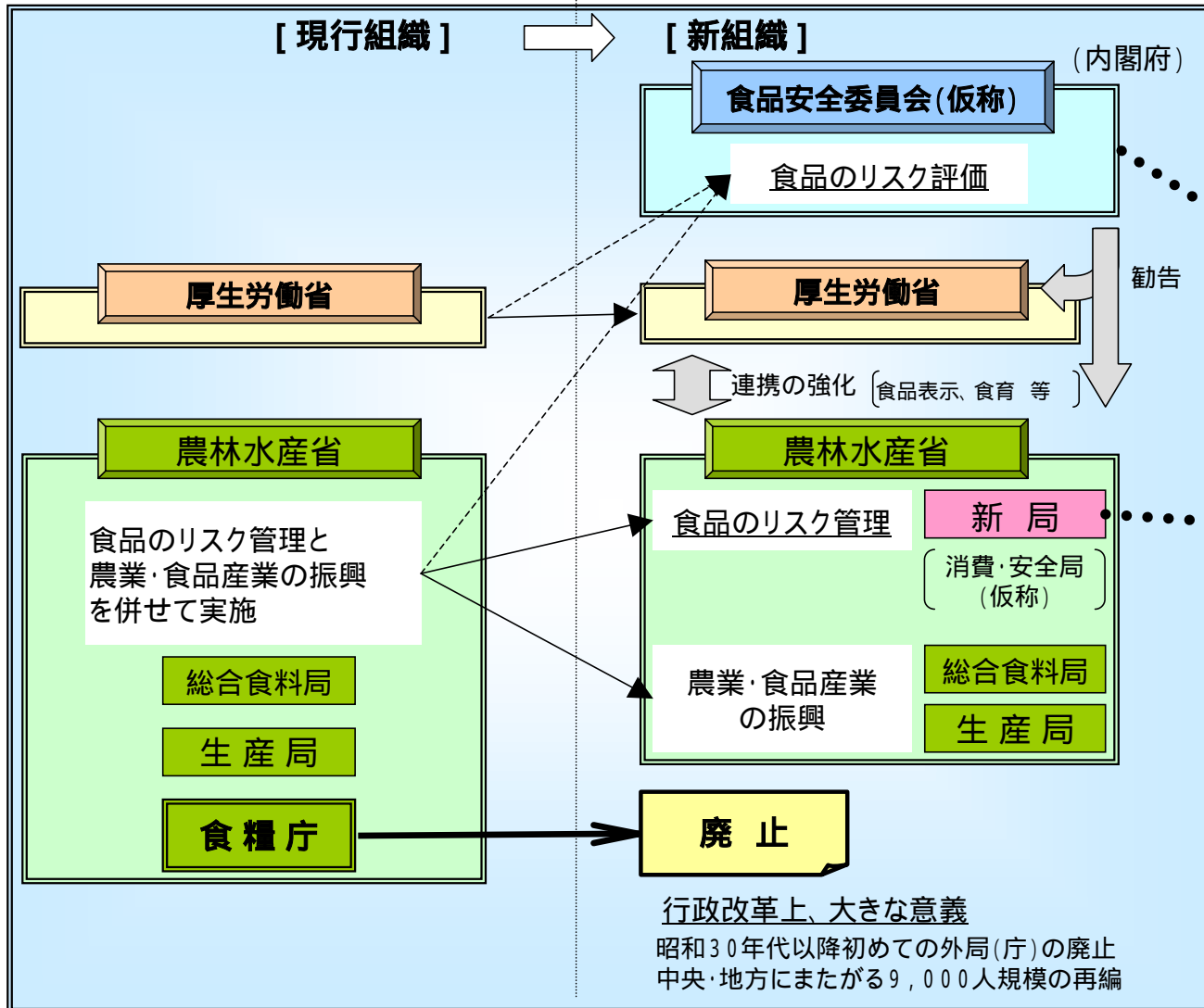
都市と農山漁村の共生・対流の推進と地球温暖化防止



「基本方針2002」を先取りし、「総理指示」に沿って、「食」と「農」の再生に向け、自ら改革に着手



食の安全と安心の確保のための行政組織の改革再編



食品安全委員会の任務

リスク評価
リスク管理機関への勧告と
実施状況のモニタリング
リスク情報の一元的収集
リスクコミュニケーション
(リスク評価などについての
消費者との意思疎通)

新局の任務

生産段階から消費段階まで

一貫したリスク管理
農薬の安全使用の徹底
牛肉の生産情報の伝達とチェック
(トレーサビリティ)

食料消費行政
・リスクコミュニケーション
・偽装表示の取締りと排除

食の安全と安心の確保のための取組

食の安全と安心の確保の観点からあらゆる施策を見直し

安全性確保のための法制度の見直し

【安全性の確保を重視した法制度の確立へ】

食品安全基本法(仮称)の趣旨に則して、生産段階での安全の確保のための関係法の見直し(農薬取締法、飼料安全法等) BSEの発生等を踏まえた「牛に関する情報の伝達を可能とするための措置に関する法律案(仮称)」(牛肉トレーサビリティシステムの義務化) 食品企業における高度な衛生・品質管理(HACCP手法)の導入促進のための法律を延長

次期通常国会への提出

予算の重点配分

【消費者の視点を重視した予算の重点配分】

食品の履歴をさかのぼることができる仕組み(トレーサビリティシステム)の導入に係る予算の大幅拡充
2億円(H14) 81億円(H15)
知育、体育、徳育と並ぶ国民運動としての「食育」活動の推進
73億円(H14) 123億円(H15)
食と食の安全についての情報を共有するためのリスクコミュニケーションの強化
1億円(H14) 8億円(H15)
消費者の評価を踏まえた「ブランド・ニッポン」食品の供給
218億円(H14) 505億円(H15)

平成15年度予算に反映

食品表示の見直し

【わかりやすく信頼される食品表示の確立へ】

食品の表示制度に関する懇談会を厚生労働省等との連携のもとに開催し、8月20日に中間取りまとめ 国民から募集した意見等を踏まえ、表示の一元化に向け検討(賞味期限と品質保持期限の統一等) 新たなリスク管理部局において監視体制を充実強化

秋以降、所
要の見直し